

2019年6月10日

関係各位

消費者信用生活協同組合
理事長 佐藤浩之

消費者支援功労者表彰（内閣府特命担当大臣表彰）の受彰について

拝啓 青葉の候、各位におかれましてはご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当組合に対しまして格別のご支援ならびにご協力をいただいておりますこと、改めまして厚く御礼申し上げます。

さて、この度当組合は、消費者支援功労者表彰を受彰いたしました。

消費者庁ホームページ等により5月22日その旨発表ののち、5月28日首相官邸におきまして表彰式が執り行われました。

これもひとえに関係各位の皆様の日頃のご理解、ご支援ならびにご協力の賜物でございまして当組合を代表し、みなさまに深く感謝申し上げます。

消費者支援功労者表彰とは、消費者庁が、消費者支援活動に極めて顕著な功績があった個人または団体・グループの功績をたたえ、消費者利益の擁護・増進のために、毎年実施しているもので、内閣総理大臣表彰、内閣府特命担当大臣表彰、ベスト消費者サポート賞の3つからなる表彰で、当組合は令和元年度の内閣府特命担当大臣表彰（団体表彰）として他の13の個人・団体とともに受彰いたしました。

この度の受彰理由はいくつか挙げられておりますが、当組合の機関運営ならびに当組合が実施しております相談業務に際しましてのみなさまからのご指導ご支援のご協力がなければこのような栄に浴することはできなかつたものであり、重ねて深く感謝申し上げます。

この受彰を契機といたしまして、岩手・青森両県における悩みや課題を抱える消費者に対する解決に向けた支援の取り組みを、みなさまのお力添えをいただきながらこれまで以上に力強く進めて参る所存でございます。

敬具

受彰理由

- ・長年にわたるお金、家庭、心の悩みなど、複合的な課題を抱えた消費者に対する相談支援の取り組み
- ・消費者の問題解決のために、弁護士、司法書士の無料法律相談会や、複数の専門相談機関が一堂に会するワンストップ相談会「くらしとお金の安心合同相談会」など、様々な各種専門機関とのネットワークを構築する事で地域におけるセーフティーネットの役割を担っている点
- ・独自の相談事業の実施とは別に岩手・青森の各地方公共団体、岩手・青森弁護士会、保健所、社会福祉協議会とも連携し、「解決の糸口を見つけよう」合同相談会を岩手・青森県内6会場で年2回実施している点
- ・岩手県の自殺予防対策強化事業や、青森県の家計相談支援事業など、県行政と連携した取り組みも行っている点